論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士(学術)	氏名	久保	琢也
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当			外也

論 文 題 目

OS 語順の産出における普遍性と言語個別性

一カクチケル語 VOS 語順における検討一

論文審査担当者

主 查 教授 畑佐 由紀子

審查委員 教授 白川 博之

審查委員 教授 中條 和光

審査委員 教授 酒井 弘(早稲田大学理工学院英語教育センター)

[論文審査の要旨]

本論は、目的語(O)が主語(S)に先行する語順(OS 語順)が産出される過程の普遍性と個別性という観点から、カクチケル語 VOS 語順の産出における主語と目的語の処理順序の検討を行うものである。これまでの OS 語順の産出メカニズムに関する理論は、SVO語順あるいは SOV 語順を基本語順とする言語と対象とした研究を基に構築されており、目的語である被動者の処理が主語である動作主の処理に先行することによって OS 語順が産出されると考えられている。このメカニズムが VOS 語順でも妥当であるか明らかにするため、本研究では予測される以下の 2 点の検証を行い、VOS 語順が他の OS 語順と同様のメカニズムで産出されるか否か考察を行った。

【既存の OS 語順の産出メカニズムに基づく予測】

予測1. VOS 語順の産出は被動者のアクセシビリティが高い環境で促進される.

予測 2. 絵描写課題において, VOS 語順の産出では目的語である被動者が最も早く注視される.

第1章では、これまでの文産出研究が普遍的な文の産出メカニズムの解明を目指してきたものの、実際に検討されてきた言語が類型的に極めて限られているという問題を指摘した。また、具体的な課題として OS 語順の産出メカニズムの一般化には VOS 語順の産出メカニズムの検討が必要であることを提示した。

第2章では先行研究を概観するとともに、既存の OS 語順の産出メカニズムに関する疑問を投げかける研究が存在することを述べた。また、VOS 語順を対象とした研究であっても、(1) 研究方法に問題があること、(2) 多角的な検討が必要であることを述べた。

第3章では、本研究の対象言語であるカクチケル語の形態統語的特徴に関して説明を行った。

第4章では研究課題1の検証を行った.実験1ではアクセシビリティの指標として被動者の有生性を操作した絵描写課題を行った.実験の結果,被動者のアクセシビリティが高

い条件で VOS 語順の産出が促進される傾向は観察されなかった。実験 1 で交絡していた可能性のある統語的曖昧性を排除して行った実験 2 でも,被動者のアクセシビリティが高い条件で VOS 語順の産出が促進される傾向は観察されなかった。実験 3 では動作主と被動者の有生性をともに操作した絵描写課題を行った。実験の結果,動作主のアクセシビリティが被動者のアクセシビリティよりも高い条件で VOS 語順の産出が促進される傾向が観察された。実験 5 ではアクセシビリティの指標として談話的顕著性を操作した絵描写課題を行った。実験の結果,VOS 語順の産出は動作主のアクセシビリティが高い条件において促進される傾向が観察された。

第5章では研究課題2の検証を行った.実験ではカクチケル語話者に対して他動詞文で描写可能な絵を提示し、カクチケル語話者が VOS 語順で絵を描写する際の視線を計測した. 実験の結果、カクチケル語話者が VOS 語順で文を産出する場合に動作主を最初に注視する傾向が観察された.

第6章では、以上の実験結果をもとに総合考察を行い、今後の課題を述べた。本研究で明らかになった点、及び理論的示唆は、以下の通りである。

【本研究から明らかになった点】

予測1に関して. VOS 語順の産出は動作主のアクセシビリティが高い環境で促進される.

予測2に関して、VOS 語順の産出では文末で産出される動作主が最も早く注視される.

【理論的示唆】

- I. VOS 語順の産出では他の OS 語順とは異なり, 動作主から先に処理されることが示唆される.
- II. 既存のOS 語順の産出メカニズムはOSV 語順やOVS 語順を説明することができるが、VOS 語順の産出を説明することができない.

本研究は、SVO、SOV言語を基に構築され、その普遍性が主張されてきた OS 語順の産 出メカニズム理論を、従来検討されてこなかった VSO 言語を対象として検証した点で新 しい. また、既存の理論の普遍性の主張に、修正を求める結果を示した意欲的な論文であ る. さらに、本論文は、従来用いられてきた反応時間を用いた実験的検討に視線計測を組 み合わせることによって、より強健な証拠を提示出来た点でも意義深い.

以上,審査の結果,本論文の著者は博士(学術)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる.

平成 28年 2月 19日